専決処分を報告し、承認を求めることについて (中間市市税条例等の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月12日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

中間市長 福田



中間市市税条例等の一部を改正する条例

(中間市市税条例の一部改正)

第1条 中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である 所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に 改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「第4項の規定によって」を「第4項の規定により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、「第34条の7の規定によって控除すべき金額」を「第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第8項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第47条の3中「(以下この節」を「(次条第1項」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に 改め、同条第3項中「第47条の5第1項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるの は「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。) の特別徴収義 務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、 納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定に かかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべき ものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第 1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構 (第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法 により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税 申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用す る。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条 第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市 民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこと を予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市

民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同 条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により 市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条 の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とある のは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52 条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より 前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替え るものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。 第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

- 第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たば この区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。
 - (1) 喫煙用の製造たばこ
 - ア 紙巻たばこ
 - イ 葉巻たばこ
 - ウ パイプたばこ

- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ
- (2) かみ用の製造たばこ
- (3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」を「東巻たばこ」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に

掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数 の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって 紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に 伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条 第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び 法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を 100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たば この0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
 - イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条 第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める 金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、そ の端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中 「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。 附則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、 同項を同条第27項とし、同条第18項を同条第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。

附則第10条の2中第17項を第24項とし、第16項を第23項とし、第15項を第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第11項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

- 9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」

に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同系第11項中「附則第7条第13項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年 政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定す る集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27

年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 中間市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 中間市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 中間市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 中間市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数とび第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号」を「第3項第2号で」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(中間市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 中間市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年中間市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「中間市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「中間市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31

年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中中間市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条 を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から 第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
 - (2) 第1条中中間市市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
 - (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
 - (4) 第2条中中間市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
 - (5) 第1条中中間市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
 - (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
 - (7) 第1条中中間市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定 (第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規 定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
 - (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
 - (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
 - (10) 第1条中中間市市税条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項 を加える改正規定(同条第26項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30 年法律第25号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の中間市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の中間市市税条例の規定中個人の市民税に関する 部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個 人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の中間市市税条例(次項及び次条第1項において「新条例」 という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に 同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について

適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に 規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に 限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に 規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第 32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課す る固定資産税については、なお従前の例による。
- 第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に 規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡し を除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた 製造たばこ(中間市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年中間市条例第9号)附則 第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造 たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲 げる規定による改正後の中間市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」とい う。) 第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。) 又は小売販売業 者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。) 附則 第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸 売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者 である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持 されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を 課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製 造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方 税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申 告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年 新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。 この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第	中間市市税条例等の一部
	2項、	を改正する条例 (平成30
		年中間市条例第13号。以
		下この条及び第2章第4
		節において「平成30年改
		正条例」という。)附則
		第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第	平成30年改正条例附則第
	2項	6条第2項

第19条第3号	第81条の6第1項の申告	平成30年改正条例附則第
	書、第98条第1項若しく	6条第3項の納期限
	は第2項の申告書又は第	
	139条第1項の申告書でそ	
	の提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部
	又は第34号の2の2様式	を改正する省令 (平成30
		年総務省令第24号)別記
		第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用 については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」 とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附 則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの 者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課され ることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が 卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業 者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方 税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項におい て「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日まで に市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の中間市市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	hr. 6-11	
第19条	第98条第1項若しくは第	中間市市税条例等の一部
	2項、	を改正する条例(平成30
		年中間市条例第13号。以
		下この条及び第2章第4
		節において「平成30年改
		正条例」という。)附則
		第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第	平成30年改正条例附則第
	2項	9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告	平成30年改正条例附則第
	書、第98条第1項若しく	9条第3項の納期限
	は第2項の申告書又は第	
	139条第1項の申告書でそ	
	の提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部
	又は第34号の2の2様式	を改正する省令 (平成30
		年総務省令第25号)別記
		第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		9条第2項
	当該各項	同項
·	•	

第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附 則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの 者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が 卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業 者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の中間市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第	中間市市税条例等の一部
	2項、	を改正する条例(平成30
		年中間市条例第13号。以

		下この条及び第2章第4
		節において「平成30年改
		正条例」という。)附則
		第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第	平成30年改正条例附則第
	2項	11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告	平成30年改正条例附則第
	書、第98条第1項若しく	11条第3項の納期限
	は第2項の申告書又は第	
	139条第1項の申告書でそ	
	の提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部
	又は第34号の2の2様式	を改正する省令 (平成30
		年総務省令第25号)別記
		第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第
		11条第3項
	-	

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

改正後

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u> <u>第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5 項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに</u>第140条第2項の規定に定 める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合 は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合 算額<u>により</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算 額<u>により</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>により</u>、第5 号の者に対しては法人税割額<u>により</u>課する。

 $(1)\sim(5)$ (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

改正前

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>及び</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合 算額<u>によって</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合 算額<u>によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>によっ</u> て、第5号の者に対しては法人税割額<u>によって</u>課する。

 $(1)\sim(5)$ (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2 号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割 (以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さな い。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限り でない。

(1) (略)

- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計 所得金額が135万円を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののう ち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の同一生計配偶者及び 扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した 金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当 該金額に189,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等 割を課さない。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率 は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄 に定める額とする。

(略)

3 · 4 (略)

(所得控除)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2 号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によって課する所得 割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さな い。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限り でない。

(1) (略)

- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計 所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののう ち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の控除対象配偶者及び 扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象 配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算 した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率 は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に 定める額とする。

(略)

3 • 4 (略)

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいず 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいず

れかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

- 第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納 税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額 から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額 を控除する。
 - (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額
 - ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合<u>には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が

れかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

- 第34条の6 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の 規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める金額を控除する。
 - (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額
 - ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上 欄に掲げる者に該当する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に係 る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が

5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上 欄に掲げる者に該当する場合<u>には</u>、当該納税義務者に係る同表 の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施 行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている 者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を 有しなかった者で、社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定す るものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除 額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得 税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係る ものを除く。) 若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額 の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に 規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第 1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第 3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する 特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において

5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上 欄に掲げる者に該当する場合<u>においては</u>、当該納税義務者に係 る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則 第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければなら ない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与 支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で 前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外 の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有し なかった者で、社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するも のを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、 地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法 第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて 雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定す る純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損 失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受 けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の 所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除 同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長の定める様式による。

3 (略)

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定 により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する 純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失 の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合<u>に</u> は、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様 式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならな い。
- 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定<u>により</u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合<u>には</u>、3月15日までに<u>、同項</u>の申告書を市長に提出することができる。
- 6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項(同項第2 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金

く。)については、この限りでない。

2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第2項ただし書</u>の規定により市長の定める様式による。

3 (略)

- 4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定 によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、 雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する を補損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損 失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合 においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の 5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。
- 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定<u>によって</u>第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合<u>においては</u>、3月15日までに<u>第1</u>項の申告書を市長に提出することができる。

額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第 5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならな V)

- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合に は、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若 しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係 る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書 の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴 収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその 写しを提出させることができる。
- 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合に は、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日 現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その 他必要な事項を申告させることができる。
- 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合に は、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当するこ ととなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、そ の名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所 在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号 をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった 日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る

- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合にお いては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若し くは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る 所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の 規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収 票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写 しを提出させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合にお いては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現 在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他 必要な事項を申告させることができる。
- 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合にお いては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当すること となった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その 名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、 当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をい う。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日そ の他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者 (次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌 年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、 前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対 象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその 日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当 該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税 額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の 市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等 に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対 象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所 得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項に おいて同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴 収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係

特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者 (以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌 年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、 前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対 象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその 日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合において は、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別 徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の 個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的 年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別 徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特 別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。 以下この節において同じ。) を、当該年度の初日からその日の属す る年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をす る際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係

る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

- 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法 第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規 定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12 の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又

る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合に は、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところに より、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割 額から控除する。

- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、 法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控 除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控 除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

<u>6</u> (略)

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書 (以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったと き(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第 4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告 書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出に

- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する 法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法<u>第321</u> 条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書 (以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったと き(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第 4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告 書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出に より納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修 正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出に より納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相 当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限 る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐 偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1 項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した 修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市 民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の 基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第52条第4項</u>において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項

より納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修 正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出に より納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相 当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限 る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(許 偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1 項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した 修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市 民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の 基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項

において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第 1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の 市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及 び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものと されている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、 法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使 用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。) を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供 することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の 機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられた ファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したもの とみなす。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>により</u> 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第 1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額 において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>によっ</u> <u>で</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2 第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税 の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この 場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げ る期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321 条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知し て提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に 規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあ るのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があ った日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の 末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)か ら第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるもの とする。
- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合に

額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人 税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付す べき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課 税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規 定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応 じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 額を加算して納付しなければならない。

- は、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この 場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げ る期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321 条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知し て提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に 規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあ るのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があ った日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期 間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同 日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替え るものとする。
- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。こ

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を 提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受 けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子 法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額 の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2 条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額 に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及び これと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額 に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月 を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期 限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 の場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、 その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収 の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は 施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式 による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しな ければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規 則<u>第10条の2の12</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者 以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、か つ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することと なったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)につ (特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、 その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収 の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は 施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式 による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しな ければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規 則<u>第10条の2の10</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者 以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、か つ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することと なったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)につ いては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(製造たばこの区分)

- 第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代 用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によ るものとする。
 - (1) 喫煙用の製造たばこ
 - ア 紙巻たばこ
 - イ 葉巻たばこ
 - <u>ウ</u> パイプたばこ
 - エ刻みたばこ
 - オ 加熱式たばこ
 - (2) かみ用の製造たばこ
 - (3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 (略)

2 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となる グリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たば こ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会 いては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(市たばこ税の納税義務者等)

<u>第92条</u> (略)

2 (略)

社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

- 第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条 第2項の売渡し若しくは消費等 (以下この条及び第98条において 「売渡し等」という。) に係る製造たばこの本数とする。
- 2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、<u>紙巻たば</u> この本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数 の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定め る重量をもって紙巻きたばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
(略)	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもって<u>喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u>

区分	重量
(略)	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム

イ パイプたばこ

1グラム

(略)

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。) の重量 の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の 2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをも って紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - <u>ア</u> 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項 又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められてい

イ 葉巻たばこ 1グラム

(略)

る加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59年 法律第72号) 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例によ り算定した金額
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たば この本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式た ばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこ の重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得 た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法 により行うものとする。
- 6 前 2 項の計算に関し、第 4 項の製造たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又は イに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合 の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは 消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造 たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たば この区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数 に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に 0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものと する。

- は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア 又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて 得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法 により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3 項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金 額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものと する。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項 に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数 がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法 第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消 費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこ について、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u> の規定を適用する。 (たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法 第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消 費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこ について、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規 定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

 $2\sim5$ (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この 節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の 初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2 項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準 たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の 規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受け ようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定に より控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようと するたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様 式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規 則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならな い。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する 書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量につ いての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付し なければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50 条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101 条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含 む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含

- む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 2 当分の間、<u>第52条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これら</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項 (第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の 基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に 前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金 の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期 間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期 間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8に おいて準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の

- む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、 当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告

8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額<u>に10万円を加算した金額</u>(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 · 3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

<u>3</u> 法<u>附則第15条第2項第6号</u>に規定する条例で定める割合は4分の 3とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

- 7 <u>法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は3分の</u>2とする。
- 8 法<u>附則第15条第29項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。
- 9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。
- 10 <u>法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の</u>2とする。
- 11 法<u>附則第15条第30項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の 1とする。

<u>12</u> (略)

<u>13</u> (略)

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

2 · 3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の</u> 1とする。
- <u>4</u> 法<u>附則第15条第2項第7号</u>に規定する条例で定める割合は4分の 3とする。

5 (略)

<u>6</u> (略)

7 (略)

8 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

<u>9</u> 法<u>附則第15条第30項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

<u>10</u> (略)

11 (略)

- 15 <u>法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定</u> する条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 17 <u>法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定</u>する条例で定める割合は4分の3とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は4分の3とする。
- 19 法<u>附則第15条第32項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第32項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法<u>附則第15条第32項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

- 26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。
- <u>27</u> 法<u>附則第15条の8第2項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

- 12 法<u>附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法<u>附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法<u>附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定 する条例で定める割合は2分の1とする。

15 (略)

<u>16</u> (略)

<u>17</u> (略)

18 (略)

<u>19</u> 法<u>附則第15条の8第4項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2 とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

- 3 法<u>附則第15条の8第1項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則</u> 第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) (略)
- 4 法<u>附則第15条の8第2項</u>の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第12項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- 5 法<u>附則第15条の8第3項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則</u> 第12条第15項において準用する<u>同条第8項</u>に規定する従前の権利 に対応する部分の床面積
 - (3) (略)
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震 改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告

- 3 法<u>附則第15条の8第3項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則</u> 第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) (略)
- 4 法<u>附則第15条の8第4項</u>の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- 5 法<u>附則第15条の8第5項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則</u> 第12条第24項において準用する<u>同条第17項</u>に規定する従前の権利 に対応する部分の床面積
 - (3) (略)
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震 改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告

書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項 の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受け ようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 令<u>附則第12条21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び 当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第22項</u>に 規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

 $(1)\sim(4) (略)$

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に 規定する補助金等 書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項 の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受け ようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及 び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に 規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよう とする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に 規定する補助金等 (6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9 第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第11項</u> 各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に 規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(6) (略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9 第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項 各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に 規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)
- 12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名 又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法 律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若 しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂の いずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に 申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなか った理由

- (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

(土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の特例に関する用語の意義)

- 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
 - $(1)\sim(5)$ (略)
 - (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する 法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地</u>又は<u>平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の特例に関する用語の意義)

- 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 $(1)\sim(5)$ (略)
 - (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第13条の場合<u>にあっては</u>、法附則第19条第2項において準 用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地</u>又は<u>平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32</u> <u>年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

- 第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準をなるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29</u> <u>年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合<u>にあっては</u>、同項の規定にかかわ

当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32</u> <u>年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額に満たない場合<u>には</u>、同項の規定にかかわらず、当該固 定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下 「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の

らず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29</u> <u>年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額に満たない場合<u>にあっては</u>、同項の規定にかかわらず、 当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固 定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の

3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固 定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農 地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水 準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」と いう。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から平成32 3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固 定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農 地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水 準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」と いう。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29 <u>年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

 $3 \sim 5$ (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、 所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法 第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の 2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6</u>まで、<u>第37条</u> の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲 <u>年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

 $3 \sim 5$ (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、 所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法 第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の 2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37条</u> の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土 渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

中間市市税条例新旧対照表

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

改正後

 $(1)\sim(3)$ 略

4~10 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 23$ 略

- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の2とする。
- 26 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零 とする。

27 略

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数にの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

改正前

 $(1)\sim(3)$ 略

4~10 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2~23 略

- 24 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 25 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の2とする。
- 26 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零 とする。

27 略

中間市市税条例新旧対照表

改正後

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

4~10 略

(たばこ税の税率)

ア及びイ 略

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

改正前

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法ア及びイ略

4~10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

改正後

(たばこ税の課税標準)

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2を</u>乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第

2 略

第94条 略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

改正前

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59

3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4~10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。

<u>年法律第72号)</u>第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4~10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

改正後

5×11.

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>に掲げる 方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとす る。

改正前

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 略

- 2 略
- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した<u>紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号</u>

(1)及び(2) 略

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本 数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの 品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量 を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計 し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行う ものとする。
- 5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻た ばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式 たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗 じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算 する方法により行うものとする。

- 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又 はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計 算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同 号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を 乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算 する方法により行うものとする。

- に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計 算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量 の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2)及び(3) 略
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本 数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定 する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合にお ける計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たり の重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙 巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻た ばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式 たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗 じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算 する方法により行うものとする。

6 略

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又 はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計 算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同 号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を 乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算 する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第 ○

3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- <u>3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 略

10 略

中間市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年中間市条例第9号)新旧対照表

改正後

改正前

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 略

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する 売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ る紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、中間市市税条例 第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本に つき2,925円
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本に つき3.355円
 - (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本に つき4,000円

3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(中間市市税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 略

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する 売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ る紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第95条の 規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本に つき2,925円
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本に つき3,355円
 - (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本に つき4,000円

3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附

という。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5~12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合にお

則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5~12 略

13 <u>平成31年4月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合にお

ける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる 紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税 を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において
		準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
略		

ける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる 紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1.000 本につき1,262円とする。

を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において
		準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
略		